

事務連絡
令和3年4月27日

各指定就労移行支援事業所 管理者様
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様
各指定就労定着支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第7報）

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和3年4月23日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第9報）」が示されました。

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用等について、本市における取扱いを次のとおりとしますので、ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における在宅でのサービス利用について

在宅でのサービス利用について、令和3年4月1日以降は、「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」となっております。このため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）におかれましては、在宅でのサービス利用について積極的に検討していただきますようお願いいたします。

また、在宅でのサービス提供の品質管理・維持の観点から、運営において最低限必要と考えられるポイントをまとめた「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」が厚生労働省ホームページに公表されていますので、在宅でのサービス提供に当たっての参考として下さい。

○就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000770977.pdf>

なお、生産活動等の内容や支援状況等によっては、在宅での効果的なサービス提供が、いかなる手段を用いても困難な場合もあります。このような場合において、生産活動等の一部を休止せざるを得ない場合や、利用者の通所が困難になった場合等については、引き続き、利用者の同意の上、在宅で個別支援計画に基づく出来る限りの支援ができる場合につき、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の算定を可能とします。

＜在宅でのサービス利用にかかる本市の取扱い＞

令和3年3月31日付本市事務連絡「就労系サービスの在宅利用にかかる令和3年4月以降の事務取扱いの変更について」により、お示ししていますので、取扱いの詳細についてはそちらをご確認ください。

2 就労定着支援における支援提供について

令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により支援を提供することが可能となっています。これを踏まえ、テレビ電話装置等を用い支援を提供することができる事業所については、可能な限り対面での支援を避けて、引き続きサービス提供していただきますようお願いいたします。

なお、令和3年4月26日本市事務連絡「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における就労定着支援の取扱いについて（通知）」にも記載のとおり、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（支援レポート）の提供を行わなかった場合は、基本報酬を算定できませんので、ご注意ください。

3 その他留意事項

- これまで本市が発出している就労系事務連絡（第1～6報）の詳細については、本市ホームページをご確認ください (<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>)

4 添付資料

- 令和3年4月23日付【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第9報）
- 令和3年4月21日付【厚生労働省事務連絡】「就労系障害福祉サービスにおける在宅での利用にかかるガイドライン」について
- 令和3年3月31日付【本市事務連絡】就労系サービスの在宅利用にかかる令和3年4月以降の事務取扱いの変更について
- 令和3年4月26日付【本市事務連絡】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における就労定着支援の取扱いについて（通知）

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-8245 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608